

福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 対象事業</p> <p>この要綱における対象事業は以下のとおりとする。なお、実施主体は市町村（間接補助を含む）又は民間事業者とするが、（１）ア及び（４）イの事業については、市町村とする（間接補助を含む）。</p> <p>（１） 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とするが、当該事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</p> <p>また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</li> <li>・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</li> <li>・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</li> </ul>	<p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 対象事業</p> <p>この要綱における対象事業は以下のとおりとする。なお、実施主体は市町村（間接補助を含む）又は民間事業者とするが、（１）ア及び（４）イの事業については、市町村とする（間接補助事業として実施）。</p> <p>（１） 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>（ア）に掲げる施設等を整備（サテライト型居住施設・事業所を含む。）する事業を対象とする_____。</p> <p>また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</li> <li>・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</li> <li>・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</li> </ul>

改正後（新）	改正前（旧）																		
<p>さらに、次に掲げる施設等を合築、併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう_____。  (_____) (5) の事業を除き、以下同じ。)</p> <table border="1" data-bbox="293 676 1128 1404"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設 (開設)</td> <td>新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)</td> </tr> <tr> <td>増築(床)</td> <td>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。</td> </tr> <tr> <td>改築 (再開設)</td> <td>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) <u>なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。</u>  ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。  ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)	増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。	改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) <u>なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。</u> ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。	<p>さらに、次に掲げる施設等を合築、併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう<u>こととする。</u>  (<u>(3) ウ及び</u> (5) の事業を除き、以下同じ。)</p> <table border="1" data-bbox="1234 676 2069 1404"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設 (開設)</td> <td>新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)</td> </tr> <tr> <td>増築(床)</td> <td>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。</td> </tr> <tr> <td>改築 (再開設)</td> <td>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) _____  _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。  ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)	増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。	改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) _____ _____		※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
整備区分	整備内容																		
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)																		
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。																		
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) <u>なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。</u> ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。																		
整備区分	整備内容																		
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)																		
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。																		
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) _____ _____																		
	※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。																		

改正後（新）		改正前（旧）	
	※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。		※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。 （一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。	増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。 （一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。
<p>イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工することとする。</p>		<p>イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。</p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</u></p> <p><u>災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</u></p> <p><u>なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当該事業の対象としないこととする。</u></p> <p><u>（対象施設）</u></p> <p><u>a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u></p> <p><u>b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設</u></p> <p><u>c 広域型（定員30人以上）の介護医療院</u></p> <p><u>d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム</u></p> <p><u>e 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）</u></p> <p><u>エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</u></p> <p>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 整備内容</p> <p><u>災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象と</u></p>	<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</u></p> <p>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 整備内容</p> <p><u>原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>する。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について <u>対象</u>とすることができる。</p> <p>a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。</p> <p>b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。</p> <p>c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。</p> <p>d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。</p> <p>e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備経費 <u>対象</u> 支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床</li> <li>・ <u>また、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービ</u></li> </ul>	<p>とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について <u>も</u> 対象とすることができる。</p> <p>a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。</p> <p>b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。</p> <p>c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。</p> <p>d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。</p> <p>e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備経費 <u>等</u> 支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床</li> <li>・ <u>また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）</u></li> <li>・ <u>さらに、</u>訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービ</li> </ul>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。</li> <li>・暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。</li> <li>・施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）</li> </ul> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業</p> <p>（ア）対象事業</p> <p>介護施設等において、大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、<u>平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例</u></p>	<p>ス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。</li> <li>・暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。</li> <li>・施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）</li> </ul> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援</p> <p>（ア）対象事業</p> <p>介護施設等において、大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、<u>福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護人材確保対策事業）の介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>交付金の運営について</u>の別紙「<u>地域医療介護総合確保基金管理運営要領</u>」別記2の（29）ロの<u>介護テクノロジー導入支援事業</u>において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。</p> <p>また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、<u>令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について</u>の別紙1を準用する。</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（3）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>（ア）特別養護老人ホーム</p> <p>（イ）介護老人保健施設</p> <p>（ウ）介護医療院</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。</p> <p>また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、<u>福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護ロボット導入支援事業、ICT導入支援事業、介護事業所に対する業務改善支援事業）実施要領</u>を準用する。</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（3）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>（ア）特別養護老人ホーム</p> <p>（イ）介護老人保健施設</p> <p>（ウ）介護医療院</p> <p><u>（エ）介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</u></p> <p><u>・介護老人保健施設</u></p> <p><u>・ケアハウス</u></p> <p><u>・特別養護老人ホーム</u></p> <p><u>・介護医療院</u></p> <p><u>・認知症高齢者グループホーム</u></p>









改正後（新）	改正前（旧）
<p>i 有料老人ホーム</p> <p>j サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</p> <p>l 生活支援ハウス</p> <p>イ（略）</p> <p>（ア）対象事業</p> <p>a ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。</p> <p>b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。</p> <p>c 家族面会室の整備<u>等</u>経費支援 介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。</p> <p>（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない。）</p> <p>a 特別養護老人ホーム</p> <p>b 介護老人保健施設</p>	<p>i 有料老人ホーム</p> <p>j サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</p> <p>l 生活支援ハウス</p> <p>イ（略）</p> <p>（ア）対象事業</p> <p>a ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。</p> <p>b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。</p> <p>c 家族面会室の整備<u>__</u>経費支援 介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。</p> <p>（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない。）</p> <p>a 特別養護老人ホーム</p> <p>b 介護老人保健施設</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> <li>c 介護医療院</li> <li>d 養護老人ホーム</li> <li>e 軽費老人ホーム</li> <li>f 認知症高齢者グループホーム</li> <li>g 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>h 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>i 有料老人ホーム</li> <li>j サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</li> <li>l 生活支援ハウス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>c 介護医療院、<del>介護療養型医療施設</del></li> <li>d 養護老人ホーム</li> <li>e 軽費老人ホーム</li> <li>f 認知症高齢者グループホーム</li> <li>g 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>h 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>i 有料老人ホーム</li> <li>j サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</li> <li>l 生活支援ハウス</li> </ul>
ウ（略）	ウ（略）
(5)（略）	(5)（略）
4 交付額の算定方法	4 交付額の算定方法
(1) 算定方法	(1) 算定方法
<p>介護施設等の整備に関する事業についての補助金の交付額は、別紙補助単価表の第1欄に定める施設<u>等の区分</u>ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>	<p>介護施設等の整備に関する事業についての補助金の交付額は、別紙補助単価表の第1欄に定める施設_____ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>
<p><u>ただし、「介護職員の宿舍施設整備事業」については、別紙の（5）の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。また、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、別紙の（4）の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

改正後（新）			改正前（旧）		
<p><u>じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。</u></p> <p><u>また、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) 財政上の特別措置</p> <p>上記3の対象事業のうち、(1)及び(3)の事業の交付額については、次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が県の事業計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>			<p><u>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) 財政上の特別措置</p> <p>上記3の対象事業のうち、(1)及び(3)の事業の交付額については、次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が県の事業計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>		
1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額	1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	<u>(1)</u> により算定して得た額に0.10を乗じて得た額	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	<u>(ア)</u> により算定して得た額に0.10を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	<u>(1)</u> により算定して得た額に0.30を乗じて得た額	地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	<u>(ア)</u> により算定して得た額に0.30を乗じて得た額
(3) 豪雪地帯対策特別措置法による特例			(3) 豪雪地帯対策特別措置法による特例		



改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="331 204 1169 284"><u>補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。</u></p> <p data-bbox="277 352 407 379"><u>12</u> （略）</p> <p data-bbox="286 448 362 475"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="277 496 1169 523"><u>この要綱は、令和6年10月22日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1218 352 1348 379"><u>11</u> （略）</p>

改正後 (新)

別紙 補助単価表

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	66,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	66,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,820千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	39,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円	施設数	
・介護予防拠点	10,500千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,410千円	施設数	
・生活支援ハウス	42,100千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,410千円	整備床数	
・施設内保育施設	14,100千円	施設数	
介護施設等の合築等			
・実施要綱3(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	10,500千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
施設単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を前年度の福島県内における施設種別毎の平均利用定員で除した額	増床による増加定員数	
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,330千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

改正前 (旧)

別紙 補助単価表

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	61,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	61,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,600千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	36,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円	施設数	
・介護予防拠点	9,710千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,300千円	施設数	
・生活支援ハウス	38,900千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,300千円	整備床数	
・施設内保育施設	13,000千円	施設数	
介護施設等の合築等			
・実施要綱3(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	9,710千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
施設単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を前年度の福島県内における施設種別毎の平均利用定員で除した額	増床による増加定員数	
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,230千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			



1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
<u>災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備</u>			
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>5,280千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	災害レッドゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めたと整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
<u>介護老人保健施設</u>	<u>66,000千円</u>	施設数	
<u>介護医療院</u>	<u>66,000千円</u>	施設数	
<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,820千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>5,280千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
<u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備</u>			
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>5,280千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	災害イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めたと整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
<u>介護老人保健施設</u>	<u>66,000千円</u>	施設数	
<u>介護医療院</u>	<u>66,000千円</u>	施設数	
<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,820千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>5,280千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	

(新設)

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
<u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備</u>			
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>4,880千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	(3)災害イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めたと整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
<u>介護老人保健施設</u>	<u>61,000千円</u>	施設数	
<u>介護医療院</u>	<u>61,000千円</u>	施設数	
<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,600千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>4,880千円</u>	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	

改正後 (新)			
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費）			
定員30名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム	4,960千円	施設数	
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
定員29人以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及 び看護小規模多機 能型居宅介護事業 所にあつては、宿 泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の 円滑な開所や既存施設の増 床_____に _____に必要な需用費、 使用料及び賃借料、備品購 入費（備品設置に伴う工事 請負費を含む）、報酬、給 料、職員手当等、共済費、 賃金、旅費、役務費、委託 料又は工事請負費。
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	16,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設	4,960千円	施設数	
<u>(削除)</u>			
<u>(削除)</u>			

改正前 (旧)			
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費）			
定員30名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム	4,580千円	施設数	
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
定員29人以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及 び看護小規模多機 能型居宅介護事業 所にあつては、宿 泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の 円滑な開所や既存施設の増 床、 <u>介護療養型医療施設か ら介護老人保健施設等への 転換の際</u> に必要な需用費、 使用料及び賃借料、備品購 入費（備品設置に伴う工事 請負費を含む）、報酬、給 料、職員手当等、共済費、 賃金、旅費、役務費、委託 料又は工事請負費。
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	15,300千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設	4,580千円	施設数	
<u>介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 （介護療養型老人保健施設への転換整備に必要な経費を含む。）</u>			
・介護老人保健施設	239千円	定員数 <u>(転換前床数)</u>	
・介護医療院			
・ケアハウス			
・有料老人ホーム			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・生活支援ハウス			
・サービス付き高齢者向け住宅			

改正後（新）				改正前（旧）							
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費				
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費							
定員30名以上の広域型施設等				定員30名以上の広域型施設等							
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。				
・介護老人保健施設				・介護老人保健施設							
・介護医療院				・介護医療院							
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）							
・養護老人ホーム				・養護老人ホーム							
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）							
定員29人以下の地域密着型施設等				定員29人以下の地域密着型施設等							
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。				
・小規模な介護老人保健施設				・小規模な介護老人保健施設							
・小規模な介護医療院				・小規模な介護医療院							
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）							
・認知症高齢者グループホーム				・認知症高齢者グループホーム							
・小規模多機能型居宅介護事業所				・小規模多機能型居宅介護事業所							
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				・看護小規模多機能型居宅介護事業所							
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）							
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				8,250千円				施設数	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630千円	施設数
・小規模な養護老人ホーム				248千円				定員数	・小規模な養護老人ホーム	229千円	定員数
・施設内保育施設	2,480千円	施設数	・施設内保育施設	2,290千円	施設数						

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,410千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
「多床室（ユニット型個室の多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,820千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	865千円	整備床数	
（削除）			
（削除）	（削除）	（削除）	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等の看取り環境の整備			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,130千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
共生型サービス事業所の整備			
・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,230千円	事業所数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,300千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
「多床室（ユニット型個室の多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,600千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800千円	整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)			
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅	創設 2,440千円 改築 3,020千円 改修 1,220千円	転換前床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等の看取り環境の整備			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	3,820千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
共生型サービス事業所の整備			
・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,130千円	事業所数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護施設等における簡易除圧装置の設置に係る経費支援事業				
・簡易除圧装置設置経費支援	5,100千円	県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易除圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる	2/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180千円	1ヵ所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	2/3
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,070千円	1ヵ所	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
・家族面会室の整備経費支援	4,130千円	施設・事業所		
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業				
・多床室の個室化改修経費支援	1,160千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易除圧装置の設置に係る経費支援事業			
・簡易除圧装置設置経費支援	4,710千円	県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易除圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
・ユニット型施設各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,090千円	1ヵ所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540千円	1ヵ所	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・家族面会室の整備経費支援	3,820千円	施設・事業所	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業			
・多床室の個室化改修経費支援	1,070千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

改正後（新）

(5) (略)

別紙様式第1号の1～3 (略)

別紙様式第1号の4

別紙様式第1号の4

令和 年度 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業計画書

1 事業概要

事業種別	設置主体名	施設種別	施設・事業所名

2 補助金所要額算定表

(単位:円)

総事業費	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (A-C)	配分 基礎単価	単位	単価×単位 (E×F)	補助率	BとDとGの 少ない値×H	加算率	補助金 所要額 (I×J)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
						0	2/3	0.00	1	0

- (注1) 事業費の内訳が分かる資料を添付してください。
- (注2) 配分基礎単価(E欄)、単位(F欄)は、実施要綱別紙補助単価表から該当するものを記入してください。
- (注3) 加算率(J欄)は実施要綱4(3)に該当するもの。該当しない場合は1(1.00)と入力してください。
- (注4) 補助金所要額(K欄)は、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。
- (注5) 黄色セルは数式が入っておりますので、入力は不要です。
- (注6) 一人法で複数事業を実施する場合は、別紙様式第4号「事業計画一覧表」を作成し提出してください。

設置主体(法人)住所	
施設所在地	
担当者(所属)	
電話番号	
メールアドレス	

改正前(旧)

(5) (略)

別紙様式第1号の1～3 (略)

別紙様式第1号の4

別紙様式第1号の4

令和 年度 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業計画書

1 事業概要

事業種別	設置主体名	施設種別	施設・事業所名

2 補助金所要額算定表

総事業費	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (A-C)	配分 基礎単価	単位	加算率	補助基準額 (E×F×G)	補助金 基本額	補助金 所要額 (H×I)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
							0		

- (注1) 事業費の内訳が分かる資料を添付してください。
- (注2) 配分基礎単価(E欄)、単位(F欄)は、実施要綱別紙補助単価表から該当するものを記入してください。
- (注3) 加算率は実施要綱4(3)に該当するもの。該当しない場合は1(1.00)と入力してください。
- (注4) 補助金基本額(I欄)は、(H欄、D欄、H欄)と比較して最も低い額が表示されます。
- (注5) 補助金所要額(J欄)は、(I欄)の額が表示されます。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。
- (注6) 黄色セルは数式が入っておりますので、入力は不要です。
- (注7) 一人法で複数事業を実施する場合は、別紙様式第4号「事業計画一覧表」を作成し提出してください。

設置主体(法人)住所	〒
施設所在地	〒
担当者(所属)	
電話番号	
メールアドレス	

